

生活困窮者支援制度 最新情報

【配信元】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

電話:03-5253-1111(内線2876、2231)

FAX: 03-3592-1459

E-mail: jiritsu-model@mhlw.go.jp

No.32 (H27.2.9)

○ 就労訓練事業のガイドライン(案)の送付について

- •「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン(案)」をお送りします。
- ・このガイドラインは、平成27年度以降、生活困窮者自立支援法に基づく認定を受けた就労訓練事業者が遵守すべき事項を定めたものです。なお、今後は、皆さまのご意見を伺いつつ修正を行い、本年3月中に、正式なガイドラインとして改めて発出する予定でおります。したがいまして、皆さまにおかれましては、担当まで忌憚のないご意見をお寄せいただけると幸いです。
- なお、現在お示ししているモデル事業のガイドラインからの変更点は以下のとおりです。
- ① 政省令の公布を受け、内容を充実させたこと。特に、政令に関しては、社会福祉事業の最低人数(10名)について記載するとともに、省令に関しては認定基準等を追記したこと。
- ② 1月26日の全国会議でお示しした「生活困窮者自立支援制度に 係る自治体事務マニュアル(案)」の中の「第7 就労訓練事業の 認定等」の内容を一部盛り込んだこと。
- ③ その他所要の整備を行ったこと。

[※] 本最新情報は、管内市区町村へ情報提供願います。